

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和5年12月6日(水) 午後4時～午後4時15分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、上下水道局長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当秘書課長

議題：秦野市手数料条例の一部を改正することについて	
担 当 部 課 等	政策部財政課、くらし安心部戸籍住民課
説 明 者	政策部長、財政課長、課長代理(財政担当) くらし安心部長、戸籍住民課長、課長代理(戸籍担当)
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 自治体間で手数料の違いはあるか。 答. 国から標準額が示されており、県内は全て同額である。 問. 戸籍抄本を取得できない理由は何か。 答. 画像情報を戸籍抄本にすることが技術的にできないためである。 問. 戸籍謄本よりも記載事項の少ない戸籍抄本の交付が求められる理由は何か。 答. 戸籍謄本には必要以上の個人情報に記載されるとして、抄本を求められる場合がある。 問. マイナンバーカードを活用した「戸籍のコンビニ交付」についての考えはどうか。 答. 現時点で国が想定している戸籍システム標準化の期限である令和7年度末を目指して、戸籍のコンビニ交付について調整、検討していく。</p>
会 議 結 果	原案了承